

弁護士山下江の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第24回

独占禁止法について(4)

不公正な取引方法(続き)

禁止されている「不公正な取引方法」の類型をさらに説明します。

優越的地位の濫用

取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に、取引の条件や実施について相手方に不利益を与える行為を「優越的地位の濫用」と言います。

「優越的地位」というのは、市場において優越していることではなく、取引の相手方に対して相対的に優越している地位のことを言います。

大規模小売店業に関して

どのような行為が「優越的地位の濫用」となるか、例として、百貨店、スーパー、専門量販店等の大規模小売業者と納入業者との間の取引について説明します。納入業者は、商品を小売業者に継続的に納入してもらいたいばかりに、小売業者の不当な要求にも応じざるを得ないという関係にあるのです。

押し付け販売。小売業者が自分の店で売っている商品やサービスを購入者に買わせること。

不当な返品。小売業者のPB商品を返品したり、期末在庫整理のため、売れ残った商品を返品すること。

従業員の派遣の要請。小売業者が自社の開店準備や棚卸などを行わせるために、納入業者に従業員を派遣させたり、同派遣に代えて小売業者が雇用したアルバイト費用等を納入業者に負担させること。

協賛金など負担要請。納入業者の商品の販売促進とは関係のない催事や売場改装の費用負担や小売業者の決算対策のための協力金の要請など。

特売商品等の買いたたき。小売業者のセールに供する商品について、納入業者と協議することなく、納入業者の仕入価格を下回る納入価格を定め、その価格で納入するように一方的に指示して、自社の通常の納入価格に比べて著しく低い価格で納入させること。

競争者に対する取引妨害

国内の競争者とその取引相手との取引を不当に妨害する行為を「競争者に対する取引妨害」と言います。

取引の妨害がすべて独禁法上違法となる訳ではなく、妨害する行為がある程度特定され、かつ、妨害が意図的になされ事業者間の公正な競争が阻害されるような不当なものであることが必要です。

例としては、メーカー系の保守・販売業者が、同メーカーの機器の保守業務を行っている独立系の保守業者に対して、交換部品の納期を大幅に遅らせたり価格を上げたりして、独立系の保守業者の保守業務の円滑

な遂行を妨げているような場合があります。

事業者団体の活動規制

組合、工業会、協会などの事業者団体は、①団体としての意志決定によって、構成員の取引価格や数量、販売地域などを制限したりして競争を実質的に制限すること、②一定の事業分野における事業者の数を制限すること、③競争の実質的制限に至らない場合でも、取引数量、販売地域、販売方法などの制限により公正な競争を阻害すること、④他の事業者に不公正な取引方法をさせること、を行った場合は、独禁法違反となります。

ただし、中小企業等協同組合のように、小規模事業者が相互の助け合いを目的として、任意に設立され、加入脱退が自由であり、組合員が平等の議決権を持ち、利益の配分限度が法令が定款に定められている場合は、独禁法の適用が除外されています。「企業結合の規制」は省略。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com

まずはお気軽にお電話下さい
相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09

予約受付:平日9時~20時、土曜10時~17時

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広島白鳥線縮景園前徒歩1分
TEL 0570-008450 FAX 0570-008455 アーバンビューグランドタワー内

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!

中四国最大! 弁護士20名、相続アドバイザー3名

所属弁護士 所長・山下江/副所長・田中伸/柴橋修/稲垣洋之
山口卓/笠原輔/加藤泰/片島由賀/西丸洋平/齋村美由紀
山本淳哲/土土井幸始/城昌志/尾尾健太郎/山本靖子
松浦亮介/粟井良祐/榎本紀子/新名内沙織/久井春樹

- 契約書 債権回収 労務問題
- 知的財産 倒産・再生 顧問契約

機動力と総合力で企業トラブルを解決します